

看護師による特定行為の実施と包括同意について (お願い)

特定行為の実施

当院では、特定行為看護師が特定行為を実施しています。特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書に準じて、看護師が診療の補助を行うことです。

看護師による特定行為を実施するメリットは、看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、タイムリーかつ迅速に適切な医療を提供することにあります。

特定行為の実施につきましては、安全に十分配慮して行います。実施される特定行為については本文による包括同意をもって、ご了承いただいたものとします。実施に同意いただけない場合であっても、治療上及び看護上の不利益を被ることはありません。特定行為看護師に関するご質問がありましたら、医師や看護師などに直接お尋ねください。

当院で実施している特定行為

	特定区分の名称		特定行為
1	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの） 関連	1	気管カニューレの交換
2	栄養及び水分管理に係る薬剤投与 関連	2	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の 調整
		3	脱水症状に対する輸液による補正
3	感染に係る薬剤投与関連	4	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時 の投与